

「横浜市いじめ防止基本方針」の改定原案について 市民の皆様のご意見を募集します

いじめ防止対策推進法第 12 条において、地方公共団体は、「当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める」とされています。

横浜市においては、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方、横浜市が実施する施策、学校が実施すべき施策、重大事態への対処についてまとめ、平成 25 年 12 月に「横浜市いじめ防止基本方針」を策定しました。

この度、3 月末に公表した「重大事態の再発防止策」や、国の「基本的な方針」の改定を踏まえ、「横浜市いじめ防止基本方針」の改定を行うため、改定原案への市民の皆様のご意見を募集します。

1 意見募集期間

平成 29 年 6 月 12 日（月）から平成 29 年 7 月 28 日（金）まで

※必着。郵送の場合は当日消印有効

2 意見の提出方法

(1) 電子メール ky-kaitei-iken@city.yokohama.jp (2) 郵送 (3) FAX

※「意見提出用紙 (Word 形式)」をご用意しておりますので、ご利用ください。

3 資料の閲覧方法

・教育委員会ホームページ

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/ijimehousinn-ikennbosyu/20170608131757.html>)

・各区役所広報相談係、市民情報センター、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課で、ご覧になれます。

4 実施結果の公表

ご意見の概要とそれに対する考え方等は、後日ホームページで公表します。

5 策定スケジュール

市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、平成 29 年 9 月末に確定・公表を行う予定です。

6 お問い合わせ先

横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL : 045-671-3250 FAX : 045-671-1215 電子メール : ky-kaitei-iken@city.yokohama.jp

お問い合わせ先
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長 近藤 浩人 Tel 045-671-3712

1 「横浜市いじめ防止基本方針」改定の主な内容

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- ◆ いじめの定義について、わかりやすく記します。

第2章 いじめ防止等のために横浜市が実施する施策

- ◆ いじめ対応に専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等）を積極的に活用します。
- ◆ 教育委員会及び学校におけるいじめ防止の取組を検証し、見直しを行っていきます。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- ◆ 学校は「学校いじめ防止対策委員会」を定期的開催し、対応方針を決定します。「学校いじめ防止対策委員会」は、児童部会等の組織と兼ねない組織として全校に設置します。
- ◆ いじめの解消は、「目安として少なくとも3か月いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の、少なくとも2つの要件が満たされる必要があります。
- ◆ 障害のある子供、外国につながる子供、性的少数者、被災や原発事故による避難など、特に配慮が必要な児童生徒への支援、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

第4章 重大事態への対処

- ◆ 重大事態に該当するか否かの判断は、学校、学校教育事務所又は人権教育・児童生徒課が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有します。

2 「横浜市いじめ防止基本方針」改定の考え方

- (1) 「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書（平成29年3月31日）」にある「再発防止策のポイント」を中心に、再発防止策を反映します。
- (2) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月14日）の内容を反映します。
- (3) 「横浜市いじめ防止基本方針（改定原案）」に対する市民意見募集を実施します。
- (4) 方針の基本的な内容がより明確になるよう、記載項目・内容を整理します。